

# 公 示

和 運 整 公 示 第 1 0 号

令 和 2 年 1 2 月 3 日

令和2年度 電子制御装置の整備主任者等資格取得講習の実施について

道路運送車両法施行規則第57条第7号及び第62条の2の2第1項第7号に掲げる標記講習について、下記の通り実施する。

近畿運輸局和歌山運輸支局長

記

## 1. 受講資格

和歌山県内で電子制御装置整備を行う事業場の整備主任者として選任しようとする者であって以下の自動車整備士の技能検定に合格した者。

- ・一級二輪自動車整備士
- ・二級（ガソリン・ジーゼル・二輪）自動車整備士
- ・二級自動車シャシ整備士
- ・自動車（電気装置・車体）整備士

## 2. 講習の日時及び会場

令和3年1月12日（火）（（学科）13：00～（試問）15：00～）

和歌山県自動車会館（和歌山市湊1106）

## 3. 定員

25名

**※定員に達し次第締め切りますので、受講を希望される方はお早めに申込み下さい。**

## 4. 申込方法

受講申請書及び受講票に必要事項を記入の上、**12月25日（金）までに下記認定機関あて**提出すること。

**※自動車整備振興会会員の方は直接振興会本部へお問い合わせください。**

**※電子制御装置整備の整備主任者等資格取得するには、「学科」及び「実習」を受講後に「試問」を受け合格する必要があります。**

「実習」につきましては、（一社）和歌山県自動車整備振興会にお問い合わせ下さい。

・ 問い合わせ先（認定機関）

（一社）和歌山県自動車整備振興会 業務部教育技術課

〒640-8404 和歌山市湊1106（TEL：073-422-2466 FAX：073-422-2107）

**新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の措置により、参加者は和歌山県内の方に限定させていただきます。**